

【重要】資金決済に関する法律第20条第1項に基づく前払式支払手段払戻のお知らせ

MEKISジャパン株式会社（旧エディー・パウアー・ジャパン株式会社）は令和3年12月31日をもって利用終了したエディー・パウアー・ジャパン発行の「ギフト・サーティフィケート」を資金決済に関する法律第20条第1項に基づき払戻致します。

下記の期間内にお申し出ください。

<払戻申出期間>

令和4年1月4日～令和4年3月15日

※本払戻申出期間内にお申し出がない場合は、本払戻手続きから除外されますのでご注意ください。

※令和4年3月15日必着。

<払戻に係る前払式支払手段の種類>

「ギフト・サーティフィケート」500円・1,000円

<払戻申出方法>

下記問い合わせ先に払戻申出のご連絡をお願い致します。その上で、宅配便又はゆうパックにて本券及び希望される払戻方法・住所・氏名・金融機関名・支店名・振込口座番号・口座名義をメモに記載の上、下記住所まで送付ください。

<払戻方法>

弊社にて金券並びに払戻用振込口座または住所を確認後、口座振込または現金書留にて払戻し致します。

振込手数料または郵送料は弊社負担。

<払戻に関する問い合わせ先>

東京都世田谷区若林一丁目18番10号

MEKISジャパン株式会社（旧エディー・パウアー・ジャパン株式会社） 払戻係

電話：0120-07-1920 ※受付時間 午前9時30分～午後6時30分 月～金曜日（祝日を除く）

メール：cs@mekis.jp



払戻申し込み書を印刷する



このページを印刷する